

松戸市介護支援ボランティア制度実施要綱

制定 平成24年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第106条の4第2項第2号及び介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項第2号に規定する事業として、本市が実施する介護支援ボランティア制度について、必要な事項を定めるものとする。なお、介護支援ボランティア制度のうち、以下のものについては別に定めるものとする。

- (1) 高齢者関連施設入所者における介護支援ボランティア制度
- (2) グリーンスローモビリティ地域推進事業における介護ボランティア制度

(目的)

第2条 介護支援ボランティア制度は、全ての高齢者が行う介護支援ボランティア活動による社会参加及び地域貢献を奨励及び支援し、高齢者が自らの健康増進と介護予防を推進するとともに、市民が協働して、生き生きとした地域社会を作るために実施するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)の例による。

(実施主体等)

第4条 市は、介護支援ボランティア制度の実施主体として中立公正な運営を図ることとする。

- 2 市は、介護支援ボランティア制度に関する業務を円滑に行うことができると認めた場合は、その業務の一部を社会福祉法人その他の法人(以下「管理機関」という。)に委託することができるものとする。
- 3 前項の規定により市が管理機関に委託する業務の範囲、条件その他必要な事項は、別に定める。

(対象者)

第5条 介護支援ボランティア活動を行う対象者は、松戸市に住所を有する第1号被保険者とし、要介護認定等の有無は問わないが、管理機関が実施する介護支援ボランティア説明会に参加でき、ボランティア活動を自力でできる者に限る。ただし、市が不相当と認めた者を除く。

(介護支援ボランティア活動の範囲)

第6条 市が指定する介護支援ボランティア活動の範囲は、第11条に規定する受入機関等が行う活動のうち、別表第1のとおりとする。

(ボランティアの登録)

第7条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、松戸市介護支援ボランティア登録申請書(第1号様式)を管理機関に提出するとともに、本人確認のため介護保険被保険者証等を提示するものとする。

2 管理機関は、前項の申請者が介護支援ボランティア活動を行う対象者に該当すると認めたときは、松戸市介護支援ボランティア(以下「ボランティア」という。)として松戸市介護支援ボランティア登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。なお、登録状況について、市から求めがあった場合には、速やかに報告するものとする。

3 管理機関は、ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳(以下「ボランティア手帳」という。)及び介護支援ボランティア登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

4 登録証は、ボランティアとして登録した日からその日が属する年度内に限り有効とし、自動更新する。

(登録の抹消等)

第8条 管理機関は、前条第2項の規定により登録したボランティアが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録台帳から当該ボランティアの登録を抹消しなければならない。

(1) 死亡又は市外に転出したとき。

(2) ボランティアから登録抹消の申出があったとき。

(3) 介護支援ボランティア活動への参加が不相当と市が認めたとき。

(ボランティア活動の制限)

第9条 ボランティアは、次の各号のいずれかに該当するときは、介護支援ボランティア活動を行ってはならない。

(1) 感染性の疾病があるとき。

(2) 疾病又は負傷のため入院治療が必要なとき。

(個人情報保護)

第10条 ボランティアは、正当な理由なしにその活動に関して知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。ボランティアを退いた後も同様とする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第11条 松戸市介護支援ボランティア活動の受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、管理機関が指定したものとする。なお、同一の法人が同一の所在地で次の各号のうち複数の指定を受けようとする場合には、主たる受入機関の併設施設として指定するものとする。ただし、第10号から第12号の事業所は要介護認定等を受けている者は受入対象外とする。

(1) 介護老人福祉施設の指定を受けている市内の施設

(2) 介護老人保健施設の指定を受けている市内の施設

(3) 通所介護の指定を受けている市内の事業所

(4) 通所リハビリテーションの指定を受けている市内の事業所

(5) 短期入所生活介護の指定を受けている市内の事業所

(6) 短期入所療養介護の指定を受けている市内の事業所

- (7) 小規模多機能型居宅介護の指定を受けている市内の事業所
 - (8) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている市内の事業所
 - (9) 看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けている市内の事業所
 - (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条の規定により障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業所
 - (11) 松戸市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている地域活動支援センターを運営する事業所
 - (12) 松戸市放課後児童クラブ実施規則により市が運営する放課後児童クラブ
 - (13) その他市が必要と認めたもの
- 2 前項の受入機関等の指定を受けようとする者は、松戸市介護支援ボランティア活動受入機関等指定申請書（第2号様式）により管理機関に申請しなければならない。
 - 3 管理機関は、前項の申請に基づき受入機関等の指定をしたとき、又はその申請を却下したときは、松戸市介護支援ボランティア活動受入機関等指定・却下決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
 - 4 管理機関は、受入機関等について、法令等に違反する行為が認められた場合には、市と協議の上、その指定を取り消すことができる。
 - 5 管理機関は、受入機関等の指定を取り消したときは、松戸市介護支援ボランティア活動受入機関等指定取消決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
 - 6 受入機関等は、同条第1項の規定による指定を受け、活動を廃止、休止又は再開する場合には、松戸市介護支援ボランティア活動受入機関等廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により管理機関に届け出なければならない。
 - 7 受入機関等は、同条第2項の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、松戸市介護支援ボランティア活動受入機関等指定内容変更届出書（第6号様式）により管理機関に届け出なければならない。
 - 8 管理機関は、受入機関等の指定、取り消し及び活動の廃止、休止又は再開の事由が生じた場合には、市に報告するものとする。
（ボランティア活動実績の承認等）

第12条 受入機関等は、ボランティアによる介護支援ボランティア活動の実績を確認した上、当該ボランティアのボランティア手帳に、おおむね1時間につき1個、活動承認スタンプを押印するものとする。

- 2 活動承認スタンプの押印は、ボランティアが介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上又は2箇所以上の受入機関等において行った場合であっても、1日当たり2個を上限とする。

3 受入機関等は、各月の介護支援ボランティア活動の実績を翌月10日までに管理機関に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。

4 管理機関は、前項の報告を基に介護支援ボランティア活動の実績を取りまとめ、当該年度の半期分をそれぞれ10月10日及び3月31日までに市に報告するものとする。

(評価ポイントの付与)

第13条 管理機関は、前条第1項の活動承認スタンプの数に応じて、年度ごとに5,000ポイントを上限として、介護支援ボランティア評価ポイント(以下「評価ポイント」という。)を付与するものとする。

2 前項の評価ポイントの付与基準は、別表第2のとおりとする。

3 管理機関は、前2項の規定により、評価ポイントを付与したときは、ボランティア手帳に松戸市介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印(以下「認証印」という。)を押印するものとする。

4 管理機関は、ボランティアに付与した評価ポイント、転換ポイント及び差し引き残高ポイントの数について、当該付与の日の属する年度の末日の翌日から5年間、管理するものとする。

(活動承認スタンプ等の取扱い)

第14条 ボランティアが、介護支援ボランティア活動期間中にボランティア手帳を紛失した場合は、管理機関は、新たなボランティア手帳を再交付するものとし、活動した受入機関において、活動実績が確認できる場合のみ、当該年度分の活動承認スタンプを再交付できるものとする。

2 活動承認スタンプ及び評価ポイントは、翌年度以降に繰り越し、又は第三者に譲渡することができないものとする。ただし、市が特に認めた場合は、繰り越すことができるものとする。

(転換交付金等の交付)

第15条 ボランティアは、評価ポイントを活用して、市から次の各号の交付を受けようとするときは、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(第9号様式)にボランティア手帳を添えて、管理機関に提出するものとする。

(1) 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金(このうち任意の金額をボランティア本人の意思により管理機関への寄附とすることも可能。

(2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年6月27日法律第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等が製作した商品

2 管理機関は、前項の介護支援ボランティア評価ポイント活用申出者(以下「活用申出者」という。)の名簿を市に送付するものとする。

3 市は、前項の活用申出者の介護保険料の納付状況を確認した上、評価ポイントの活用の可否を介護支援ボランティア評価ポイント活用伝達書(第7号様式)により、管理機関に通知するものとする。

4 管理機関は、前項の通知に基づき、活用申出者の評価ポイントを換金・交換し、活用申出者に転換交付金等を振り込み・郵送するものとする。なお、第1項第1号の寄附の取り扱いについては管理機関の会計処理において適切に納付し、寄附者に対して領収証を発行するものとする。

5 転換交付金等の算定基準は、別表第3のとおりとする。

6 管理機関は、同条第4項の転換交付金の振込みに当たっては、あらかじめ介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金振込通知書により、活用申出者に通知するものとする。

(支給制限等)

第16条 転換交付金等は、活用申出者について介護保険料の未納又は滞納があるときは、当該未納又は滞納している保険料を完納するまでの間は、交付しないものとする。ただし、当該年度中に当該未納又は滞納している保険料を完納しなかった場合は、転換交付金等を受け取る権利は消滅するものとする。

2 評価ポイントの転換は、市の指定する評価ポイント活用申出期限までに申出を行うものとし、期限までに申出がなかった場合は、評価ポイントを転換する権利は消滅するものとする。

(事故等)

第17条 受入機関等は、ボランティア活動中に事故があった場合は、速やかに松戸市介護支援ボランティア制度事故報告書(第8号様式)により市に報告しなければならない。

(委任事項)

第18条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度の実施に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。

別表第1 介護支援ボランティア活動の範囲

受入機関 等が行う 活動内容	(1) レクリエーション等の指導及び運営補助
	(2) 行事に関する手伝い (会場設営、模擬店、利用者の移動補助、芸能披露等)
	(3) 散歩、外出、屋内移動における補助
	(4) 話し相手、傾聴、朗読等
	(5) お茶出し、食堂内での配膳、下膳等の補助
	(6) 職員とともに行う軽微かつ補助的な作業 (ベッド周りの清掃、草取り、洗濯物の整理、リネン交換等)
	(7) 見守り
	(8) その他

別表第2 評価ポイントの付与基準

活動承認スタンプの数	付与する評価ポイント
5個から 9個まで	500ポイント
10個から 14個まで	1000ポイント
15個から 19個まで	1500ポイント
20個から 24個まで	2000ポイント
25個から 29個まで	2500ポイント
30個から 34個まで	3000ポイント
35個から 39個まで	3500ポイント
40個から 44個まで	4000ポイント
45個から 49個まで	4500ポイント
50個以上	5000ポイント

別表第3 転換交付金等の算定基準

評価ポイント	転換交付金等の額
500ポイント	500円又は500円相当の品
1000ポイント	1,000円又は1,000円相当の品
1500ポイント	1,500円又は1,500円相当の品
2000ポイント	2,000円又は2,000円相当の品
2500ポイント	2,500円又は2,500円相当の品
3000ポイント	3,000円又は3,000円相当の品
3500ポイント	3,500円又は3,500円相当の品
4000ポイント	4,000円又は4,000円相当の品
4500ポイント	4,500円又は4,500円相当の品
5000ポイント	5,000円又は5,000円相当の品